

令和5年10月

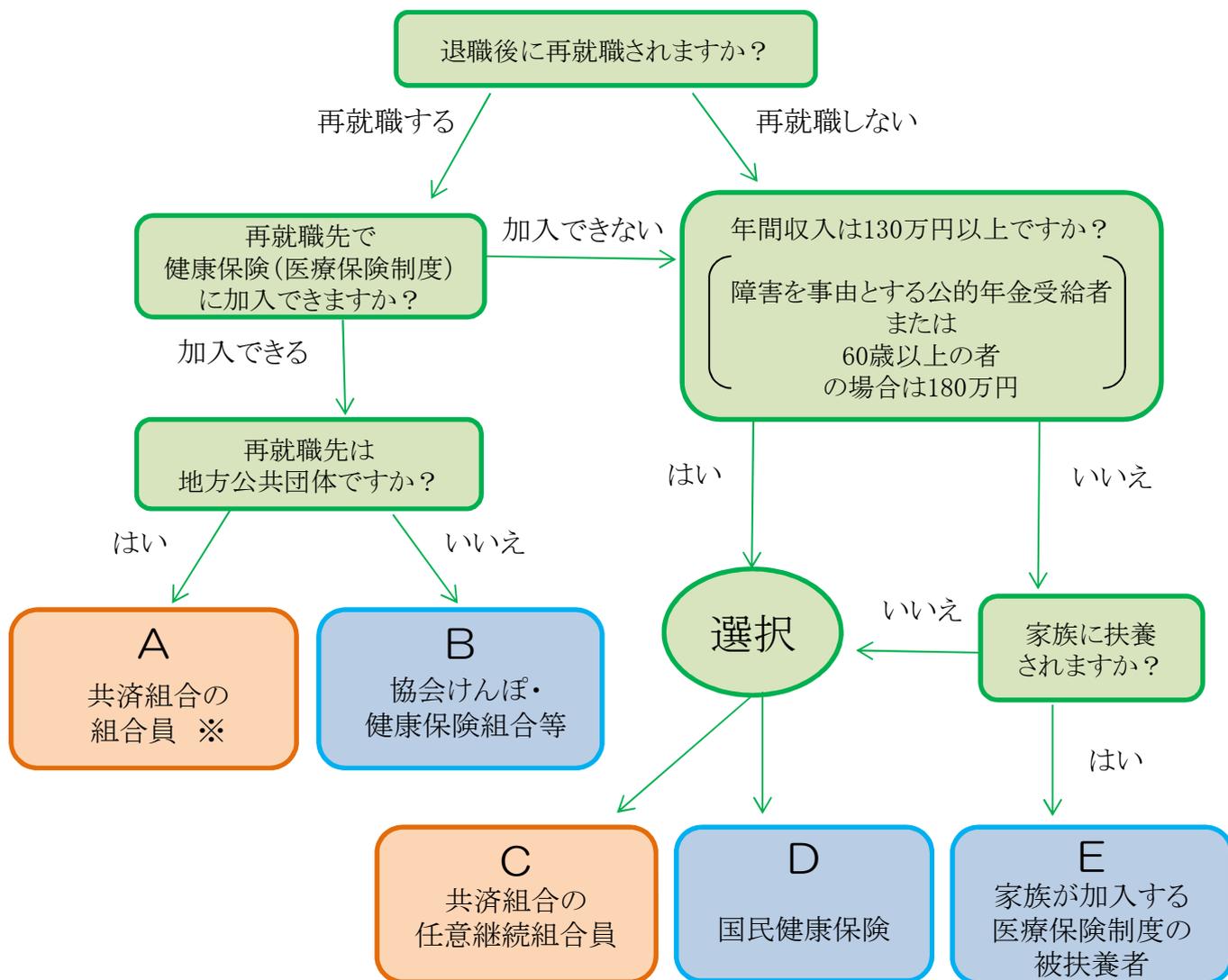
## 退職後の医療保険(保険証)と年金加入

島根県市町村職員共済組合

<お問い合わせは担当までお願いします>  
健康管理課（資格・医療） Tel0852-21-9510

# 1. 退職後の医療保険制度について

組合員の方が退職されると、退職の翌日から今まで使用していた組合員証は使うことができなくなります。退職後の病気やけがに備えて次のいずれかの医療保険制度に加入する必要があります。



※ 次ページ以降の説明は、公立学校共済組合、地方職員(県職員)共済組合等の組合員の場合を除きます。

共済組合の組合員となる職員  
(2月以内の期間を定めて使用される方を除く。)

- ① 常時勤務を要する方(常勤職員) ……フルタイム再任用職員、臨時的任用職員など
- ② 常時勤務に服することを要しない方(非常勤職員)のうち、常勤職員の勤務時間により勤務することを要する方 ……フルタイム会計年度任用職員など
- ③ 1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が、常勤職員の4分の3以上の非常勤職員
- ④ ②③以外の非常勤職員で、次の全てに該当する方
  - イ 1週間の所定勤務時間が20時間以上であること
  - ロ 報酬月額が8.8万円以上であること
  - ハ 学生でないこと

区分	加入要件	手続等	給付内容等	掛金・保険料
<b>A</b> 共済組合の組合員	前ページ下部の枠内を参照ください。	組合員の種別変更に伴う手続が必要になることがあります。 (次ページ参照)	現職中と同様です。  互助会事業も引き続き適用となります。	現職中と同様です。 ただし、標準報酬月額によって、納める額は異なります。
<b>B</b> 再就職先の健康保険や全国健康保険協会(協会けんぽ)等	1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上。  ただし、従業員が101人以上の企業等の場合は、所定労働日数等が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の4要件を全て満たす方は、被保険者になります。 ①週の所定労働時間20時間以上 ②雇用期間が2月超の見込み ③賃金の月額が8.8万円以上 ④学生ではない	手続については、再就職先にお問合せください。  ※事業主が、被保険者の資格取得日から5日以内に「被保険者資格取得届」を提出することとされています。	再就職先の健康保険の給付	協会けんぽの場合は、都道府県ごとに保険料率が決められます。健康保険組合等の場合は再就職先にお問合せください。
<b>C</b> 共済組合の任意継続組合員	退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が加入できます。加入期間は、最長2年間です。	退職の日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所を經由して共済組合に提出してください。	附加給付を含む短期給付の適用となります。※1 互助会事業は原則として適用除外となります。貯金事業は引き続き利用することができます。(積立は、臨時積立のみ)  退職金の運用先として、貯金を利用される方もあります！R4年10月現在 年利0.9%(半年複利)	掛金の標準となる標準報酬月額×任意継続掛金率 ●払い込み方法 共済組合の口座へ振り込みます。 毎月払い・半年払い・1年払いの3種類から選択してください。  半年払いと年払いには割引制度があります。
<b>D</b> 国民健康保険	他の健康保険制度に加入していない方が加入します。	居住地の国民健康保険担当窓口にお問合せください。 ※退職の日の翌日から14日以内に手続をすることとされています。	国民健康保険の給付	保険料(税)は、加入世帯を単位で計算されます。 加入者数※2に応じた「均等割」のほか、前年中の総所得金額等に応じた「所得割」、1世帯について定額の「平等割」などを基に計算されます。
<b>E</b> 家族被扶養の者	【一般的な要件】 家族の収入により生計を維持している方で、年間収入が130万円(障害年金を受給できる程度の障害を有する者または60歳以上の者は、180万円)未満の方  医療保険者ごとに被扶養者の要件が定められていますので、詳しくは、家族が加入している医療保険者にお問合せください。	家族が加入している健康保険制度に被扶養者認定の申請をすることになります。家族の勤務先にお問合せください。	家族が加入する健康保険の給付	保険料は不要です。

※1 短期給付のうち、任意継続組合員の資格を取得した後に給付事由が生じた休業給付は受けることができません。

※2 国民健康保険には、被扶養者という考え方がありません。被扶養者のいる組合員が退職後に国民健康保険に加入した場合、その被扶養者の保険料も納める必要があります。

## A. 退職後に引き続き共済組合の組合員となる場合の手続き

組合員の方が退職後に引き続き組合員となる場合は、退職後の雇用形態によって長期給付の手続きが異なります。

退職前		退職後	短期組合員	組合員 (短期組合員を除く)
組合員 (短期組合員を除く)	フルタイム再任用職員			原則として手続き不要です。
	フルタイム任期付職員	共済組合において、長期給付が適用になるため、下記の長期給付の資格取得手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員資格取得届書</li> <li>・年金加入期間等報告書</li> <li>・基礎年金番号が確認できる書類</li> </ul>	(所属所から再任用等に係る異動報告書等が提出されます。)
短期組合員	臨時的任用職員 ・ 会計年度任用職員 ・ ②～④に該当する者	原則として手続き不要です。		共済組合において、長期給付の適用対象外となるため、下記の長期給付の手続きが必要です。(長期給付の手続きにおいては、退職と見なされます。)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職届書</li> <li>・組合員期間等証明書… 所属所が作成します</li> </ul>

### 【短期組合員とは】

次の①臨時的任用職員と②から④に該当する非常勤職員(いずれも2月以内の期間を定めて使用される方を除く。)は、共済組合の長期給付(第3号厚生年金保険、退職等年金給付)が適用対象外となり、短期給付・福祉事業のみが適用される「短期組合員」となります。

なお、70歳未満の方は、日本年金機構において第1号厚生年金被保険者となります。

- ① 臨時的任用職員
- ② 常時勤務に服することを要しない者(非常勤職員)のうち、常勤職員の勤務時間により勤務することを要する方
- ③ 1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が、常勤職員の4分の3以上の非常勤職員
- ④ ②③以外の非常勤職員で、次の全てに該当する方
  - イ 1週間の所定勤務時間が20時間以上であること
  - ロ 報酬月額が8.8万円以上であること
  - ハ 学生でないこと

※ この資料における「組合員」は、「短期組合員を除く」と記載していない限り、短期組合員を含みます。

## 2. 任意継続組合員制度について

組合員の方が退職後に居住地の国民健康保険に加入する場合は、給付水準が在職中に比べて低下することが想定されます。任意継続組合員制度はこのような事態を避けるために設けられている制度です。

### (1) 任意継続組合員となるための要件

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員期間があった方（※）で退職後に他の医療保険制度に加入していないことが要件です。

※ 具体的には、組合員期間が「1年と1日以上」あった方です。

【例】 組合員資格取得日：令和5年4月1日

退職日：令和6年3月31日の場合

→ 組合員期間が1年のため要件を満たしません。

### (2) 任意継続組合員の加入手続き

退職の日から起算して20日を経過するまでに「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所共済組合事務担当課を通じて提出してください。

この手続きに基づき「任意継続組合員証」を交付し、自宅に送付します。

（該当者がいるときは「任意継続組合員被扶養者証」「高齢受給者証」も同時交付）

### (3) 加入できる期間

退職日の翌日から2年間です。（途中で脱退することもできます。）

#### 【在職中に被扶養者として認定している家族がいる場合】

引き続き認定の希望をされる場合は、認定要件を満たしていれば引き続き認定しますので届出の必要はありません。

ただし、退職後、組合員本人が無職無収入となるような場合は、家計における生計の中心となる方が組合員から他の家族へ変わることも予測されます。

退職時点で被扶養者がいる場合は、組合員の退職に伴い、これまで被扶養者としていた方について、別のご家族の扶養に切り替えることも予めご検討ください。

**(4) 短期任意継続掛金・介護任意継続掛金（※）**

（※）資料作成時点(令和5年9月8日)の法令等に基づくものであり、今後、法令等の改正により変更となる場合があります。

任意継続掛金は、次の①または②のいずれか少ない標準報酬月額に、短期・介護の掛金率を乗じて算出します。

なお、介護任意継続掛金については、40歳以上65歳未満の方が納付することとなります。

標準報酬月額を乗じる任意継続掛金率	①退職時の標準報酬月額  ②上限の標準報酬月額（未定）
-------------------	-----------------------------------

○掛金の算出方法（円位未満の端数は切捨てとなります。）

**短期任意継続掛金（月額）＝①または②のいずれか少ない標準報酬月額×短期掛金率**

（参考：令和5年度の短期掛金率 10.26% ※）

**介護任意継続掛金（月額）＝①または②のいずれか少ない標準報酬月額×介護掛金率**

（参考：令和5年度の介護掛金率 1.724% ※）

※令和6年度の掛金率は令和6年3月に決定されます。

**あなたの短期任意継続掛金・介護任意継続掛金はいくら？**

あなたの退職予定月の標準報酬月額 \_\_\_\_\_ 円 ①

↑ ↓  
①または②のいずれか低い方の額を  
次の任意継続掛金計算式のAに記入してください。

上限の標準報酬月額(未定)  円 ②

**【任意継続掛金計算式】**

★40歳以上65歳未満の方…短期掛金と介護掛金の合計が1か月分の任意継続掛金となります。

短期掛金 A \_\_\_\_\_ 円 × あ \_\_\_\_\_ % = \_\_\_\_\_ 円 (円位未満端数切捨て)  
令和6年度 短期掛金率

介護掛金 A \_\_\_\_\_ 円 × い \_\_\_\_\_ % = \_\_\_\_\_ 円 (円位未満端数切捨て)  
令和6年度 介護掛金率

★40歳未満65歳以上の方…次の短期掛金が1か月分の任意継続掛金となります。

短期掛金 A \_\_\_\_\_ 円 × あ \_\_\_\_\_ % = \_\_\_\_\_ 円 (円位未満端数切捨て)  
令和6年度 短期掛金率

## (5) 掛金の納付

掛金は、前納制となっており、その月の掛金を前月の末日までに共済組合に払い込んでいただきます。納付方法は、次のAからDの4つの方法からお選びいただきます。

### A. 1年払い（振込書により納付）

令和6年4月分から令和7年3月分を令和6年4月末までに納付

### B. 半年払いの前納（振込書により納付）

上半期（令和6年4月分から令和6年9月分）を令和6年4月末までに納付

下半期（令和6年10月分から令和7年3月分）を令和6年9月末までに納付

### C. 月払い（口座から引き落とし）

毎月22日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）に翌月分の掛金を引き落とします。ただし、初回は令和6年4月分と5月分の2か月分を引き落とします。

### D. 月払い（振込書により納付）

令和6年4、5月分を令和6年4月末まで（初回は2か月分となります。）に、令和6年6月分を5月末まで、というようにその月の掛金を前月の末日までに納付

#### A. B. D. の場合の納付手順

1. 初年度については、任意継続組合員証等、最初に共済組合から送付する書類の中に「振込依頼書」（＝振込書）を同封します。
2. 「振込依頼書」を使用し、銀行窓口(※)にて、共済組合指定口座に掛金を振り込みます。  
(※) 山陰合同銀行または中国労働金庫の場合、振込手数料は無料です。

#### C. 月払いの口座引き落としとするための手順

1. 所属所の共済組合事務担当課にある様式「短期任意継続掛金・介護任意継続掛金の預金口座振替依頼書」を記入します。（3枚複写様式）
2. 1. の様式を持って、山陰合同銀行または中国労働金庫へ行き、口座番号等の確認印を3枚目に受けます。2枚目は、山陰合同銀行または中国労働金庫の控えとなりますので、1枚目と3枚目を返却されます。
3. 3枚目の確認印のあるものを「任意継続組合員資格取得申出書」に添付し、所属所共済組合事務担当課へ提出します。（1枚目は任意継続組合員の控えです。）

#### 【C. を選んだ場合の注意事項】

- ・山陰合同銀行または中国労働金庫の口座からの引き落としとなります。
- ・医療費等の給付金や貯金の払戻・解約をした場合等、共済組合から任意継続組合員へ送金する場合の送金口座は、自動的に任意継続掛金を引き落とす口座と同一となります。

## 【前納率】

(例) 1 か月分の短期掛金が38,000円 介護掛金が4,514円の場合の割引額

期間 (月)	短期掛金 月 額	介護掛金 月 額	掛金合計	前 納 率	短期掛金 前 納 額	介護掛金 前 納 額	前 納 額 掛金合計	差 引 控 除 額
1	38,000	4,514	42,514					
2	76,000	9,028	85,028	1.9902215	75,628	8,984	84,612	416
3	114,000	13,542	127,542	2.9804642	113,258	13,454	126,712	830
4	152,000	18,056	170,056	3.9674757	150,764	17,909	168,673	1,383
5	190,000	22,570	212,570	4.9512666	188,148	22,350	210,498	2,072
6	228,000	27,084	255,084	5.9318472	225,410	26,776	252,186	2,898
7	266,000	31,598	297,598	6.9092282	262,551	31,188	293,739	3,859
8	304,000	36,112	340,112	7.8834200	299,570	35,586	335,156	4,956
9	342,000	40,626	382,626	8.8544329	336,468	39,969	376,437	6,189
10	380,000	45,140	425,140	9.8222773	373,247	44,338	417,585	7,555
11	418,000	49,654	467,654	10.7869636	409,905	48,692	458,597	9,057
12	456,000	54,168	510,168	11.7485020	446,443	53,033	499,476	10,692

初年度は、4月分が前納となりません。1年払いだと11か月分が前納期間、半年払いだと上半期5か月分と下半期6か月分が前納期間となります。

この例の場合、月払いで1年間納入した場合に比べて、1年払いだと9,057円、半年払いだと4,970円安くなります。

## (6) 任意継続組合員の資格喪失

任意継続組合員が次の要件に該当することとなったときは、その翌日（エの場合には、その日）からその資格を喪失します。

この場合、すみやかに「任意継続組合員資格喪失申出書」に「任意継続組合員証」（該当者がおられるときは「任意継続組合員被扶養者証」「高齢受給者証」）を添付して提出してください。

- ア. 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。
- イ. 死亡したとき。
- ウ. 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき。

任意継続掛金は、前納制です。その月の掛金を、前月の末日までに共済組合に払い込んでいただく必要があります。

- エ. 再び組合員になったときや健康保険または船員保険の被保険者となったとき。  
→ 次ページQ3（例2）参照
- オ. 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合（国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者となる場合）、その申し出が受理された月の末日が到来したとき。  
→ 次ページQ3（例3）参照

## 任意継続掛金についてのQ&A

Q 1. 年払いや半年払いにすると、どれぐらい掛金が安くなりますか？

A 1. 月払いで算出した場合の掛金合計額から、前納期間に応じた前納率を乗じて算出した額の合計が控除される仕組みになっています。いくら安くなるのかは、1月あたりの掛金額により異なります。参考までに、次ページに月払いと年払いをした場合の割引される額を掲載しています。

Q 2. 11月に任意継続組合員の資格を取得して掛金の納付方法「年払い」を希望したのに、届いた振込書は3月分までしか計算されていないのですが？

A 2. 翌年度の掛金率が未確定のため、年度途中で加入された場合は、最大で当該年度末までの掛金を御案内しています。

Q 3. 任意継続掛金は、何月分から何月分まで納めることになるの？

A 3. 任意継続組合員の資格を取得した月から喪失する月の前月分まで払い込んでいただきます。ただし、介護任意継続掛金については、年齢によって下枠のとおりとなります。

### 【介護任意継続掛金】

- ・ 取得月に40歳に達している場合  
取得月から資格を喪失する月（または65歳の誕生日の前日の属する月）の前月まで
- ・ 取得月以降に40歳に達した場合  
40歳に達した日（誕生日の前日）の属する月から資格を喪失する月の前月まで

(例1) 4月15日に現職を退職し、4月16日から任意継続組合員となった場合  
→4月分から任意継続掛金を納付する必要があります。

(例2) 9月15日で再就職（健康保険に加入）し、任意継続組合員の資格を喪失した場合  
（再び組合員となったときや健康保険または船員保険の被保険者となったときは、再就職日が資格喪失日となります。）  
＝9月15日に任意継続組合員の資格を喪失  
→8月分まで任意継続掛金を納付いただくこととなります。

(例3) 家族の被扶養者となるため、任意継続組合員を喪失することを9月に申し出た場合  
（希望による喪失の場合は、その申し出が受理された月の翌月1日が資格喪失日となります。）  
＝10月1日に任意継続組合員の資格を喪失  
→9月分まで任意継続掛金を納付いただくこととなります。

### ご注意ください！

#### 再就職(健康保険加入)による喪失と、希望喪失は、喪失日の考え方が異なります。

希望喪失(家族の被扶養者となる、国民健康保険に加入する等)の場合は、申し出が受理された月の末日までは、任意継続組合員期間となります。例えば、9月に申し出た場合は、10月1日が喪失日となり、9月分までの掛金を納入する必要があります。

任意継続組合員をやめる場合は、ご自身で共済組合へお早めにご連絡ください。

Q 4. 年度の途中で任意継続組合員をやめた場合、年払いしていた掛金はどうなりますか？

A 4. 年度の途中で任意継続組合員の資格を喪失された場合は、「短期任意継続掛金・介護任意継続掛金還付金請求書」を提出いただくことにより、納付する必要がなくなった掛金を還付いたします。

令和6年4月1日から任意継続組合員となり、掛金を1年払いしていた者

(例) 令和6年9月15日で再就職（再就職先で健康保険に加入）し、任意継続組合員の資格を喪失した場合  
…7か月分（令和6年9月分から令和7年3月分）を還付

【参考】標準報酬等級表・令和5年度における任意継続掛金早見表

退職月の標準報酬月額の一覧をご覧くださいと、任意継続掛金がどれくらいになるかわかります。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額		1か月分の任意継続掛金			1年間での比較 40歳以上65歳未満の者の場合		
				A 短期 10.26%	B 介護 1.724%	A+B=C (40歳以上 65歳未満 の者)	月払い の場合 C×12月	年払い の場合	年払いに することで 割引き される額 初年度の場合
短期	円	円以上	円未満	円	円				
1	58,000	~	63,000	5,950	999	6,949	83,388	81,907	1,481
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,976	1,172	8,148	97,776	96,040	1,736
3	78,000	73,000	~ 83,000	8,002	1,344	9,346	112,152	110,161	1,991
4	88,000	83,000	~ 93,000	9,028	1,517	10,545	126,540	124,294	2,246
5	98,000	93,000	~ 101,000	10,054	1,689	11,743	140,916	138,414	2,502
6	104,000	101,000	~ 107,000	10,670	1,792	12,462	149,544	146,889	2,655
7	110,000	107,000	~ 114,000	11,286	1,896	13,182	158,184	155,376	2,808
8	118,000	114,000	~ 122,000	12,106	2,034	14,140	169,680	166,668	3,012
9	126,000	122,000	~ 130,000	12,927	2,172	15,099	181,188	177,971	3,217
10	134,000	130,000	~ 138,000	13,748	2,310	16,058	192,696	189,275	3,421
11	142,000	138,000	~ 146,000	14,569	2,448	17,017	204,204	200,578	3,626
12	150,000	146,000	~ 155,000	15,390	2,586	17,976	215,712	211,882	3,830
13	160,000	155,000	~ 165,000	16,416	2,758	19,174	230,088	226,003	4,085
14	170,000	165,000	~ 175,000	17,442	2,930	20,372	244,464	240,124	4,340
15	180,000	175,000	~ 185,000	18,468	3,103	21,571	258,852	254,257	4,595
16	190,000	185,000	~ 195,000	19,494	3,275	22,769	273,228	268,377	4,851
17	200,000	195,000	~ 210,000	20,520	3,448	23,968	287,616	282,509	5,107
18	220,000	210,000	~ 230,000	22,572	3,792	26,364	316,368	310,751	5,617
19	240,000	230,000	~ 250,000	24,624	4,137	28,761	345,132	339,005	6,127
20	260,000	250,000	~ 270,000	26,676	4,482	31,158	373,896	367,258	6,638
21	280,000	270,000	~ 290,000	28,728	4,827	33,555	402,660	395,512	7,148
22	300,000	290,000	~ 310,000	30,780	5,172	35,952	431,424	423,765	7,659
23	320,000	310,000	~ 330,000	32,832	5,516	38,348	460,176	452,007	8,169
24	340,000	330,000	~ 350,000	34,884	5,861	40,745	488,940	480,259	8,681
25	360,000	350,000	~ 370,000	36,936	6,206	43,142	517,704	508,513	9,191
26	380,000	370,000	~ 395,000						
27	410,000	395,000	~ 425,000						
28	440,000	425,000	~ 455,000						
29	470,000	455,000	~ 485,000						
30	500,000	485,000	~ 515,000						
31	530,000	515,000	~ 545,000						
32	560,000	545,000	~ 575,000						
33	590,000	575,000	~ 605,000						
34	620,000	605,000	~ 635,000						
35	650,000	635,000	~ 665,000						
36	680,000	665,000	~ 695,000						
37	710,000	695,000	~ 730,000						
38	750,000	730,000	~ 770,000	38,988	6,551	45,539	546,468	536,766	9,702
39	790,000	770,000	~ 810,000						
40	830,000	810,000	~ 855,000						
41	880,000	855,000	~ 905,000						
42	930,000	905,000	~ 955,000						
43	980,000	955,000	~ 1,005,000						
44	1,030,000	1,005,000	~ 1,055,000						
45	1,090,000	1,055,000	~ 1,115,000						
46	1,150,000	1,115,000	~ 1,175,000						
47	1,210,000	1,175,000	~ 1,235,000						
48	1,270,000	1,235,000	~ 1,295,000						
49	1,330,000	1,295,000	~ 1,355,000						
50	1,390,000	1,355,000	~						

〈任意継続組合員1年目の流れ〉

令和6年3月31日に退職し、令和6年4月1日より任意継続組合員となった場合

☆は、任意継続組合員が行うこと

<p>令和6年4月</p>	<p>☆「任意継続組合員資格取得申出書」等加入に必要な書類を所属所へ提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>共済組合が書類等を確認し、「任意継続組合員証」「令和6年度 任意継続掛金計算書」等を発行し、直接自宅へ送付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>☐口座振替の場合 4月22日(月)に4・5月分を口座から引き落とし</p> <p>☆☐月払い(振込み)の場合 →共済組合から郵送される「振込み依頼書」により4・5月分を4月末日までに振込み</p> <p>☆☐前納(年払い・半年払い)の場合 →共済組合から郵送される「振込依頼書」により4月末日までに振込み</p>
<p>令和6年5月以降</p>	<p>☐口座振替の場合 →毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に翌月分掛金を口座から引き落とし</p> <p>☆☐月払い(振込み)の場合 →毎月、月末までに翌月分掛金を振込み</p> <p>☆☐半年払いの場合 →下半期(10月～3月分)を令和6年9月末日までに振込み</p>
<p>令和7年1月下旬</p>	<p>任意継続掛金納付証明書を自宅へ送付(所得税の確定申告等に使用)</p>
<p>令和7年2月下旬以降</p>	<p>次年度の掛金計算書等を自宅へ送付(継続・脱退の案内)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">→ ☐次年度も任意継続組合員を希望 →☆令和7年3月末日までに次年度の掛金を振込み(口座振替の場合は、3月22日に口座から引き落とし)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">☐任意継続組合員を脱退希望 →☆令和7年3月中旬までに「任意継続組合員資格喪失申出書」を共済組合に提出</p>
<p>令和7年4月</p>	<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">→ ☆4月1日以降に任意継続組合員証等返納</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>共済組合が令和7年4月1日付けの「任意継続組合員資格喪失証明書」を発行し、自宅へ送付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>→ ☆☐国民健康保険加入者 居住地の国民健康保険担当窓口で国民健康保険加入手続きをする</p> <p>→ ☆☐家族の被扶養者になる方・☐再就職する方 それぞれの医療保険制度で加入手続きをする</p>

※年度途中で任意継続組合員をやめられる場合は、このスケジュールとは異なります。

※転居された場合等は手続き(様式名:異動(訂正)報告書)が必要です。

用紙は、共済組合ホームページからダウンロードすることが可能です。

## (7) 任意継続組合員に係る短期給付

任意継続組合員とその被扶養者は、退職前とほぼ同様の短期給付を受けることができます。概要は以下のとおりです。

法定給付			請求の 要否	送金日	
保 健	組合員に 対する給付	療養の給付	組合員が保険医療機関で診療を受けたとき(窓口負担以外の部分) ※1	-	-
		入院時食事療養の給付	入院時の食事費用のうち1食につき460円(自己負担分)を控除した額	-	-
		療養費	組合員が保険医療機関以外の医療機関で診療を受け、共済組合がやむを得ないと認めたとき等	必要	月末
		出産費	組合員が出産したとき 一律定額488,000円 (注)産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下において、在胎週数22週に達した日以後に出産(死産を含む)した場合は、500,000円	必要	20日
		埋葬料	組合員が死亡したとき 定額50,000円(被扶養者がいない場合は、50,000円を上限として実費を支給)	必要	20日
		移送費	組合員が病院などへ移送され、共済組合がやむを得ないと認めたとき	必要	20日
健 給	家族に 対する給付	家族療養の給付	家族(被扶養者)が保険医療機関で診療を受けたとき(窓口負担以外の部分) ※1	-	-
		入院時食事療養の給付	入院時の食事費用のうち1食につき460円(自己負担分)を控除した額	-	-
		家族療養費	家族(被扶養者)が保険医療機関以外の医療機関で診療を受け、共済組合がやむを得ないと認めたとき等	必要	月末
		家族出産費	家族(被扶養者)が出産したとき 一律定額488,000円 (注)産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下において、在胎週数22週に達した日以後に出産(死産を含む)した場合は、500,000円	必要	20日
		家族埋葬料	家族(被扶養者)が死亡したとき 一律定額50,000円	必要	20日
		家族移送費	家族(被扶養者)が病院などへ移送され、共済組合がやむを得ないと認めたとき	必要	20日
付	組合員、家族に 対する給付	高額療養費 ※2	組合員及び家族(被扶養者)が診療を受け、1人が同じ月に同一医療機関に支払った医療費が自己負担限度額を超えるとき 同一世帯(被用者保険単位)で同じ月に同一医療機関に支払った自己負担額が21,000円以上となるものが2件以上あったときは、それらを合算した額が自己負担限度額を超えるとき(過去12か月以内に3回以上高額療養費が支給されている場合は、4回目より多数回該当の額を超えるとき) ※3	-	月末
		高額介護合算療養費	世帯内で医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間(8月1日から翌年7月31日まで)の自己負担額の合計が高額になったとき	必要	月末
災 害 給 付	組合員に 対する給付	弔慰金	組合員が非常災害により死亡したとき(標準報酬月額1か月分に相当する額)	必要	20日
		災害見舞金	組合員が非常災害により住居等に損害を受けたとき (損害の程度により、標準報酬月額の0.5~3か月分に相当する額)	必要	20日
	家族に 対する給付	家族弔慰金	家族(被扶養者)が非常災害により死亡したとき(弔慰金の70%に相当する額)	必要	20日
一部負担金払戻金		組合員が保険医療機関で診療を受け、窓口で負担した額が1件につき25,000円を超えるとき(自己負担額から25,000円を控除した額 ただし、その金額が1,000円に満たない場合は給付を行わない(100円未満切捨て)	-	月末	
附加給付			請求の 要否	送金日	
家族療養費附加金		家族(被扶養者)が保険医療機関で診療を受け、窓口で負担した額が1件につき25,000円を超えるとき (一部負担金払戻金の例に同じ)	-	月末	
埋葬料・家族埋葬料附加金		埋葬料・家族埋葬料の支給を受けるとき(1件につき上限50,000円)	必要	20日	

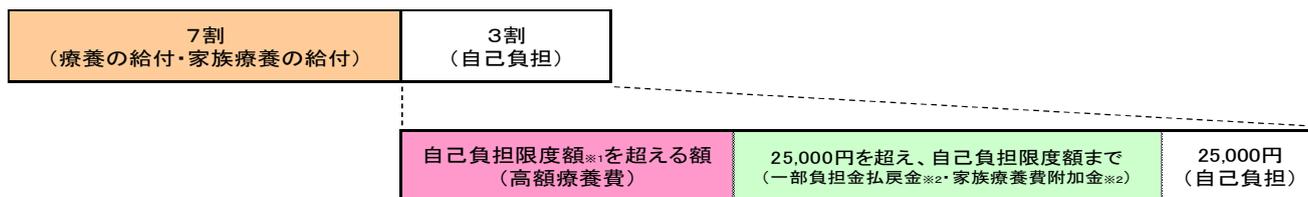
※1 年齢により給付割合が異なります。(7割~8割)

※2 組合員、被扶養者とも70歳未満の場合です。

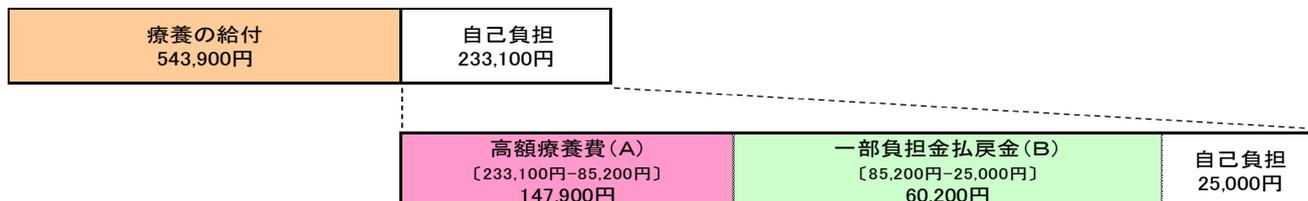
※3 「自己負担限度額」、「多数回該当」については、次ページの※1を参照してください。

**\* 医療費が高額となったときの実際の自己負担額について**

【組合員（70歳未満の場合）】 【被扶養者（義務教育就学～70歳未満の場合）】



＜例＞総医療費が777,000円の場合（標準報酬月額380,000円の任意継続組合員の場合）



- ・自己負担  $777,000円 \times 30\% = 233,100円$
  - ・自己負担限度額(※1)  $80,100円 + (777,000円 - 267,000円) \times 1\% = 85,200円$
  - ・高額療養費  $233,100円 - 85,200円 = 147,900円 \dots (A)$
  - ・一部負担金払戻金  $85,200円 - 25,000円 = 60,200円 \dots (B)$
- 組合員に対して払い戻される額 = (A) + (B) = 208,100円

**※1 自己負担限度額**

\* 多数回該当とは、過去1年間に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上になった回を指します。

**70歳未満**

区 分		自己負担限度額
ウ	標準報酬月額が 280,000円以上530,000円未満の者	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 《多数回該当: 44,400円》
エ	標準報酬月額が 280,000円未満の者	57,600円 《多数回該当: 44,400円》
オ	低所得者である者 (市町村民税の非課税者等)	35,400円 《多数回該当: 24,600円》

**70歳以上**

区 分		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	(世帯で外来、入院を合計)
現役並み 所得者 I	標準報酬月額が 280,000円以上530,000円未満の者	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 《多数回該当: 44,400円》	
一 般 所 得 者		18,000円 〔年間上限144,000円〕	57,600円 《多数回該当: 44,400円》
低所得者	II (住民税非課税者等)	8,000円	24,600円
	I (住民税に係る所得金額がない等)		15,000円

**※2 100円未満の端数は切り捨て、支給額が1,000円に満たない場合は支給されません。**

「限度額適用認定証」の交付を受けておくと、組合員証等と併せて医療機関の窓口で提示することにより、上図の「高額療養費」部分が現物給付化(医療機関から共済組合へ直接請求され、窓口で負担する必要がなくなります。)され、窓口支払が自己負担限度額(85,200円)までで済みます。

なお、この場合、任意継続組合員に対して払い戻される額は、60,200円(85,200円 - 25,000円)となります。

「限度額適用認定証」についての詳細は、次ページをご覧ください。

# 限度額適用認定証をご利用ください

～医療機関の窓口で支払う金額が抑えられます！～

## 1 限度額適用認定証とは…

医療機関の窓口での支払いが高額となった場合は、自己負担限度額を超えた額(高額療養費)等が共済組合から払い戻されます(請求は不要です)。

しかし、窓口での医療費の支払いが一時的であっても大きな負担となる場合があります。

そこで、70歳未満の方または70歳以上の方で前ページの「現役並み所得者Ⅰ」に該当する方については、予め限度額適用認定証の交付を受けておき、組合員証や高齢受給者証に加え、限度額適用認定証を医療機関窓口で提示すると、医療機関の窓口(※1)での支払いが自己負担限度額(※2)までとなり、窓口での負担額が軽減されます。(限度額適用認定証の申請は任意です。)

## 2 実際の窓口負担について

総医療費(※3): 777,000円 区分: ウ(※4) 窓口負担が3割の方で70歳未満の場合

例

限度額適用認定証を **利用する** 場合

窓口での支払額が軽減

自己負担額 **85,200円** を窓口で支払

80,100円+(総医療費777,000円-267,000円)×1%

高額療養費部分(147,900円)を窓口負担する必要がなくなります。また、後日、一部負担金払戻金として60,200円が共済組合から払い戻されます。(請求は不要です。)

限度額適用認定証を **利用しない** 場合

高額療養費として後日給付

自己負担額 **233,100円** を窓口で支払

総医療費777,000円×3割

その後、高額療養費として147,900円、一部負担金払戻金として60,200円、計208,100円が、共済組合から払い戻されます。(請求は不要です。)

## 3 限度額適用認定証の発行までの流れ

- ① 限度額適用認定証が必要になったら、当組合ホームページ等にある「限度額適用認定申請書」に必要事項を記入して、共済組合へ直接郵送してください。(在職中に必要となった場合は、お勤め先の共済組合事務担当課へ提出してください。)

一週間程度

- ② 原則としてご自宅(在職中の場合は、お勤め先の共済組合事務担当課)へ、限度額適用認定証を郵送します。

- ③ 医療機関等の受診の際に、組合員証等と併せて限度額適用認定証を提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

●組合員が低所得「区分オ(※4)」に該当する場合は、「限度額適用認定申請書」では申請できません。

「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」により申請していただくこととなりますので、共済組合へご連絡ください。

●有効期限は、申請月の初日(組合員資格取得月に申請された場合は資格取得日)から最長で1年間です。

(※1) 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれで自己負担額を計算します。

(※2) 保険外負担分(差額ベッド代など)や入院時の食事負担額等は対象外です。

(※3) 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

(※4) 組合員の所得区分に応じた「区分」が決まっており、自己負担限度額が異なります。(前ページ※1参照)

## (8) 被扶養者に異動があった際の手続き

任意継続組合員期間中に被扶養者の要件を備える者が生じた場合、または被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、速やかに共済組合へ連絡してください。必要な手続き書類をご案内いたします。

被扶養者の取消手続きをする必要があるとき（主な事由）

### ①恒常的な収入が年額130万円（☆）以上あるとき

☆障害を支給事由とする公的年金の受給者または60歳以上の者は、年額180万円。

### ②雇用保険法の失業給付や傷病手当金等の給付金（日額3,612円以上）を受給するとき

雇用保険や傷病手当金など日額で支給される給付金は、3,612円以上であれば認定できません。

（130万円を日額に換算→130万円÷12月÷30日=3,611.11）

### ③被扶養者が健康保険の被保険者または共済組合の組合員となったとき

### ④死亡したとき

### ⑤組合員との生計維持関係がなくなったとき

## (9) 短期給付金の受給

給付金は、共済組合へ届出されている給付金振込口座に振り込みます。

また、一部負担金払戻金等は、受診した月の3か月後の月の末日（金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日）のお振り込みとなります。ただし、医療機関等からの請求が遅れた場合等には、3か月後以降となることもあります。

したがって、給付金振込口座は、組合員の資格喪失後も当分の間は解約しないでください。

なお、資格喪失後も受けられる短期給付でP17に掲げる給付については、請求月の翌月20日（金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日）のお振り込みとなります。

## 2. 退職後の年金加入について

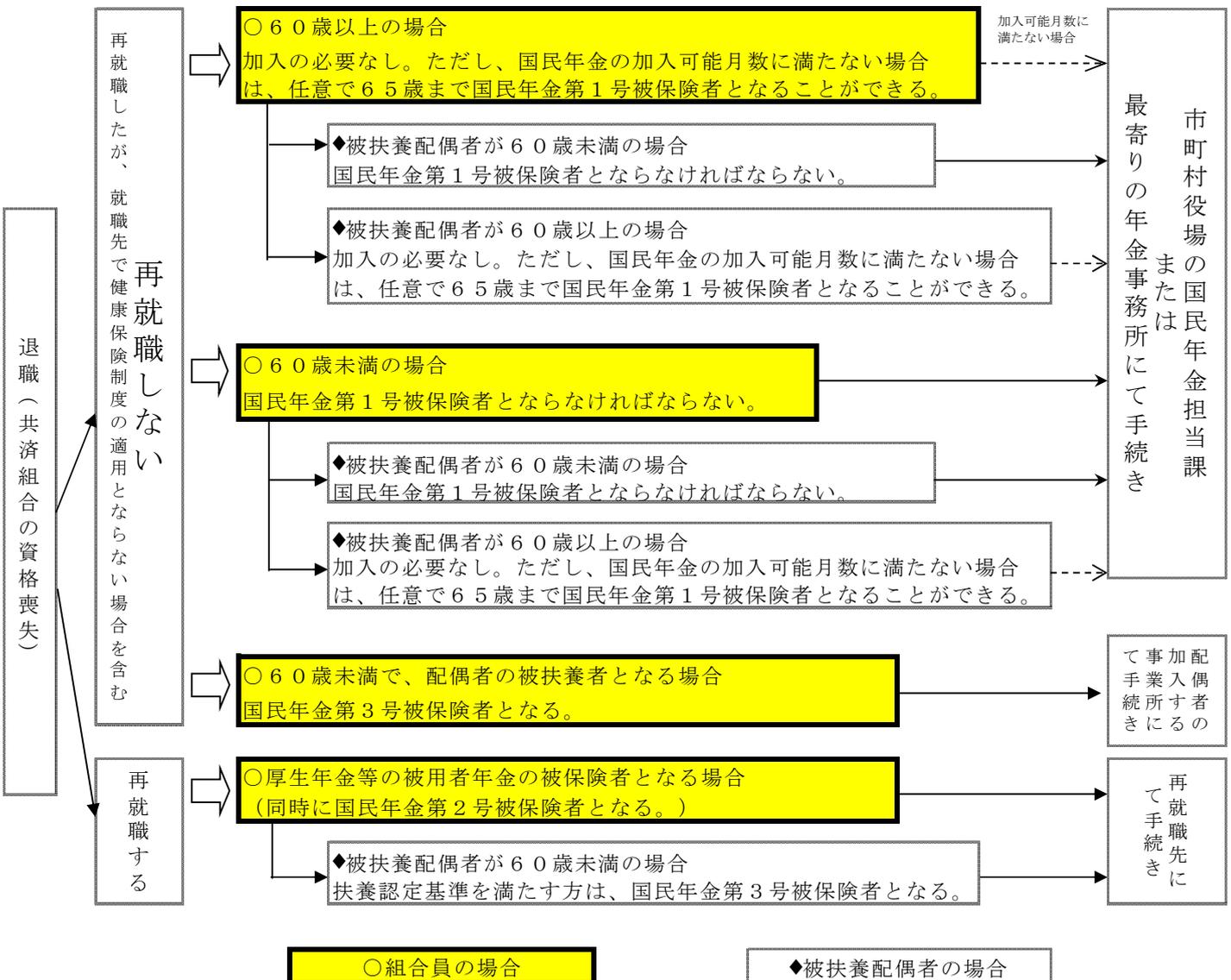
退職後、組合員及び被扶養者となっている配偶者は、それぞれ60歳になるまでの間は、下表【国民年金の種類】の区分に応じて国民年金の加入（種別変更）手続きをすることになります。

この手続きをしないと、老齢基礎年金の受給資格や年金額に影響がありますので、下図「退職後に適用となる年金制度」を参考にし、退職後に年金加入手続きが必要かどうか確認し、手続きを忘れないようにしてください。

【国民年金の種類】

種別		対象者	手続き	保険料
60歳未満	①第1号被保険者	20歳以上60歳未満の②、③以外の方	居住地の市町村役場の国民年金担当課または年金事務所において本人が手続き	本人納付
	②第2号被保険者	共済組合の組合員、厚生年金の被保険者	事業所（再就職先）において自動的に加入する	加入している被用者年金制度の保険料に含まれている
	③第3号被保険者	65歳未満の②の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方	②の者の申請手続きにより事業所を経由して年金事務所に届出	
60歳以上			手続き不要（加入の必要なし）	

### 退職後に適用となる年金制度



### 3. 退職後の短期給付について

組合員（任意継続組合員）が資格を喪失した後も一定の期間に限り、次のような短期給付が受けられます。

種別	支給要件	支給額
出産費	退職のときまで引き続き1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したとき	定額488,000円 産科医療補償制度加入分娩の場合は500,000円
傷病手当金	退職のときまで引き続き1年以上組合員であった方が、傷病手当金を受給中に退職(※1)したとき(その傷病に限り残りの期間も引き続き傷病手当金を受給可能)	標準報酬日額(※2)×2/3の額を最長1年6か月間(結核の場合は3年)
埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき	定額50,000円(被扶養者がいない場合は、50,000円を上限として実費を支給)

※1 退職した日において、すでに勤務に服することができなかつた日以後3日を経過しているが、報酬との調整により傷病手当金の支給が行われていない場合においても、「傷病手当金を受給中に退職」に該当します。

※2 標準報酬日額＝傷病手当金の支給開始月以前12月間の各月の標準報酬月額の前平均額×1/22(10円未満四捨五入)

(注) 任意継続組合員の場合は、「支給要件」中、「退職後」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して」と読み替えてください。



ご清聴ありがとうございました！

次ページに、  
この冊子のまとめを掲載しています  
のでご覧ください。

## 退職することが決まったら・・・

### POINT1

組合員の資格喪失後は、現在交付している全ての保険証(組合員証・被扶養者証等)を共済組合に速やかに返納しましょう。特に遠方にいる被扶養者の方には、退職日の翌日以降は保険証が使用できないことなど予め声かけをお願いします。

- ※1 任意継続組合員及びその被扶養者は、新たに「任意継続組合員証」等を交付します。
- ※2 退職後、同じ地方公共団体で、引き続き本組合の組合員となる場合は、返納不要です。

組合員の資格喪失後に、組合員証・被扶養者証等を使用すると、医療費の過払金が生じます。

### POINT2

退職の翌日から、どの医療保険制度に加入するのか、予め考えておきましょう。

退職後の状況により異なりますが、再就職をしない場合は、保険料の違いなどの条件を比較して、退職後に加入する医療保険制度を決めましょう。

**3月下旬から「任意継続組合員資格取得申出書」の事前受付を開始します。**

3月時点で任意継続組合員の申出書を提出するかどうか迷っている場合は、所属所事務担当者または共済組合にご相談ください。次の事例のように、安易に申出書を提出してしまうと、無用な掛金を納めていただくことにもつながりますので、ご注意ください。

**【4月1日の任意継続組合員資格取得者で実際にあった事例】**

**事例1 「4月15日から再就職します！」**

- 任意継続組合員に加入するのではなく、4月1日～4月14日は国民健康保険に加入した方がよかったかもしれません。(この場合、国民健康保険料を納める必要はありません。)
- 任意継続組合員の場合、資格取得月に資格喪失した場合であっても、資格取得月の掛金を納める必要があります。(掛金は、日割り計算はいたしません。)

**事例2 「じつは、4月から家族の被扶養者になれました！」**

- 任意継続組合員の証を交付してからでは、任意継続組合員をやめたいと申し出があっても、その申し出があった月の分までは掛金を納める必要があります。

**NGです！**…「家族の被扶養者になる手続きと並行して、(被扶養者になれるかわからないから) とりあえず任意継続組合員資格取得申出書を提出しておこう。」

### POINT3

組合員または被扶養配偶者が60歳未満で退職する場合は、すぐに再就職をし、再就職先で健康保険制度に加入する場合を除き、ご自身で国民年金への加入手続きを行う必要がありますので、お忘れなく。

任意継続組合員は、医療保険(保険証)のみの制度ですので、任意継続組合員に加入される場合であっても該当する方は国民年金の加入手続きが必要です。

ちなみに・・・退職金は、共済組合の事業ではありません。